

## 鹿 児 島 県 公 報

平成31年 3 月 19 日（火）第3503号



発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

## 目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

## 規 則

- 県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則（※）（自然保護課取扱い） 1
- 鹿児島県職業訓練手当支給規則の一部を改正する規則（※）（雇用労政課取扱い） 4
- 鹿児島県職業訓練生災害見舞金支給規則の一部を改正する規則（※）（雇用労政課取扱い） 4
- 鹿児島障害者職業能力開発校規則の一部を改正する規則（※）（雇用労政課取扱い） 4
- 鹿児島県不動産特定共同事業者名簿等閲覧規則の一部を改正する規則（※）（建築課取扱い） 5

## 告 示

- 保安林の指定（森づくり推進課取扱い） 5
- 保安林の指定予定（森づくり推進課取扱い） 5
- 生活保護法等に基づく医療機関等の指定（4件）（社会福祉課取扱い） 6
- 県営土地改良事業の工事の完了（農地整備課取扱い） 7
- 公共測量の終了（監理課取扱い） 8
- 道路の区域の変更（道路維持課取扱い） 8
- 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の廃止（鹿児島地域振興局取扱い） 8
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の廃止（大隅地域振興局取扱い） 9
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の廃止（大隅地域振興局取扱い） 9

## 教 育 委 員 会 規 則

- 鹿児島県立特別支援学校学則の一部を改正する規則（※）（義務教育課取扱い） 9
- 鹿児島県立高等学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則（※）（高校教育課取扱い） 10

## 公 安 委 員 会 告 示

- 遊技機の型式の検定の告示（生活安全企画課取扱い） 10

## 規 則

県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3 月 19 日

鹿児島県知事 三反園訓

## 鹿児島県規則第3号

県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則

県立自然公園条例施行規則（昭和33年鹿児島県規則第112号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「承認」を「認可」に改める。

第17条第13号中「こう配」を「勾配」に改め、同条第15号中「給じ台」を「給餌台」に改め、同条中第119号を第138号とし、同条第118号中「工作物等」を「広告その他これに類するものを工作物等」に改め、同号を同条第137号とし、同条第117号中「（当該業務及び非常災害に対

処するための業務に係る訓練を含む。)」を削り、同号を同条第136号とし、同条中第116号を第135号とし、第110号から第115号までを19号ずつ繰り下げ、同条第109号中「(同法第6条第1項に規定する河川区域の指定、同法第54条第1項の規定による河川保全区域の指定又は同法第56条第1項の規定による河川予定地の指定を目的とするものを含む。)」を削り、同号を同条第128号とし、同条中第108号を第127号とし、第104号から第107号までを19号ずつ繰り下げ、同条第103号中「条例同項」を「同項」に改め、同号を同条第122号とし、同条中第102号を第121号とし、第97号から第101号までを19号ずつ繰り下げ、同条第96号中「事前調査又は」を「事前調査、」に改め、同号を同条第115号とし、同条中第95号を第114号とし、第94号を第113号とし、同条第93号中「含む」の次に「。以下この条において同じ」を加え、同号を同条第112号とし、同条中第92号を第111号とし、第86号から第91号までを19号ずつ繰り下げ、同条第85号中「、農作物」を「又は農作物」に改め、同号を同条第104号とし、同条第84号を同条第103号とし、同号の前に次の1号を加える。

(102) 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第3章の規定による防除を目的とする生殖を不能にされた特定外来生物の放出等を行うこと。

第17条第83号を同条第101号とし、同号の前に次の2号を加える。

(99) 認定保護増殖事業等の実施のために動物を放つこと。

(100) 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第9条の2第1項の規定による主務大臣の許可に係る特定外来生物の放出等を行うこと。

第17条中第82号を第98号とし、第81号を第97号とし、同条第80号中「それら」を「当該動物」に改め、同号を同条第96号とし、同号の前に次の1号を加える。

(95) 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第3章の規定による防除に係る特定外来生物である動物を捕獲し、若しくは殺傷し、又は当該動物の卵を採取し、若しくは損傷すること。

第17条第79号中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に、「行う」を「実施する」に改め、同号を同条第94号とし、同号の前に次の2号を加える。

(92) 自然公園において鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第14条の2第1項の規定により県が実施する指定管理鳥獣捕獲等事業又は同条第7項の規定により県から委託を受けた指定管理鳥獣捕獲等事業として鳥獣を捕獲し、又は殺傷すること。

(93) 自然公園において鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第14条の2第5項の規定により国の機関が実施する指定管理鳥獣捕獲等事業又は同条第7項の規定により国の機関から委託を受けた指定管理鳥獣捕獲等事業として鳥獣を捕獲し、又は殺傷すること。

第17条第78号中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改め、同号を同条第91号とし、同号の前に次の1号を加える。

(90) 認定保護増殖事業等の実施のために動物を捕獲し、若しくは殺傷し、又は当該動物の卵を採取し、若しくは損傷すること。

第17条中第77号を第89号とし、第73号から第76号までを12号ずつ繰り下げ、同条第72号を同条第84号とし、同号の前に次の1号を加える。

(83) 認定保護増殖事業等の実施のために条例第18条第3項第11号の規定により知事が指定する植物を採取し、又は損傷すること。

第17条中第71号を第82号とし、第62号から第70号までを11号ずつ繰り下げ、同条第61号を同条第72号とし、同号の前に次の2号を加える。

(70) 認定保護増殖事業等の実施のために標識その他これに類するものを掲出し、若しくは設置し、又は工作物等にこれらを表示すること。

(71) 特定外来生物の防除の目的で、標識その他これに類するものを掲出し、若しくは設置し、又は工作物等にこれらを表示すること。

第17条中第60号を第69号とし、第57号から第59号までを9号ずつ繰り下げ、同条第56号中「類する物」を「類するもの」に改め、同号を同条第65号とし、同条中第55号を第64号とし、第39号から第54号までを9号ずつ繰り下げ、同条第38号中「含む」の次に「。以下この条にお

いて同じ」を加え、「行為」を「業務」に改め、同号を同条第47号とし、同条第37号を同条第46号とし、同条第36号中「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」を「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」に改め、同号を同条第45号とし、同条第35号中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に、「行う」を「実施する」に改め、同号を同条第44号とし、同条中第34号を第43号とし、第25号から第33号までを9号ずつ繰り下げ、同条第24号中「（平成16年法律第78号）」を削り、同号を同条第33号とし、同号の前に次の1号を加える。

(32) 認定保護増殖事業等の実施のために木竹を伐採すること。

第17条中第23号を第31号とし、第19号から第22号までを8号ずつ繰り下げ、同条第18号を同条第26号とし、同号の前に次の7号を加える。

(19) 電波法（昭和25年法律第131号）第2条第4号に規定する無線設備を改築し、又は増築（新たに増築する無線設備の高さが、既存の無線設備の高さ又はそれが附帯する工作物の高さのうちいずれか高い方の位置を超えないものに限る。）すること。

(20) 既存の電線、電話線又は通信ケーブルを既存の規模を超えない範囲（径の変更を除く。）で張り替えること（色彩の変更を伴わないものに限る。）。

(21) 電柱に附帯する変圧器を既存の規模を超えない範囲で交換すること。

(22) 支持物から他の支持物を経ずに需要場所の引込口に至る電線、電話線及び通信ケーブルを設置すること。

(23) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）第47条第1項に規定する認定保護増殖事業等（以下この条において「認定保護増殖事業等」という。）の実施のために必要な工作物を設置すること。

(24) 野生鳥獣による人、家畜又は農作物に対する被害を防ぐためにカメラを設置し、又は柵、金網その他必要な施設（その高さが3メートルを超えない施設であつて、道路その他公衆の通行し、又は集合する場所から20メートル以上離れているものに限る。）を新築し、改築し、若しくは増築すること。

(25) 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）第2条第1項に規定する特定外来生物（以下この条において「特定外来生物」という。）の防除の目的で、カメラを設置すること。

第17条第17号中「放送用」を「放送」に改め、同号を同条第18号とし、同条第16号の次に次の1号を加える。

(17) 境界標（不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第77条第1項第9号に規定する境界標をいう。）を設置すること。

第19条第1号に次のように加える。

コ 太陽光発電施設 同一敷地内の地上部分の水平投影面積の和1,000平方メートル

第20条第1号中「第17号まで、第42号から第45号まで、第56号から第60号まで又は第87号若しくは第88号」を「第25号まで、第51号から第54号まで、第65号から第71号まで又は第106号若しくは第107号」に改め、同条第11号中「（海底にあつては100平方メートル）」を削り、同条第17号中「又は海底」及び「（海底にあつては100平方メートル）」を削り、同条第18号中「第19条第1号」を「前条第1号」に改め、同条第20号中「工作物等」を「広告その他これに類するものを工作物等」に改める。

別記第9号様式中「第17条第118号」を「第17条第137号」に改める。

別記第13号様式備考中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記第14号様式裏中「とるべき」を「執るべき」に、「認められた」を「認められた」に改め、同様式備考中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記第15号様式備考中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記第16号様式表中「立入」を「立入り」に改め、同様式備考中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別記第13号様式備考の改正規定、別記第14号様式の改正規定（同様式備考に係る部分に限る。）、別記第15号様式備考の改正規定及び別記

第16号様式の改正規定（同様式備考に係る部分に限る。）は、平成31年 7 月 1 日から施行する。

鹿児島県職業訓練手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3 月 19 日

鹿児島県知事 三反園訓

**鹿児島県規則第 4 号**

鹿児島県職業訓練手当支給規則の一部を改正する規則

鹿児島県職業訓練手当支給規則（昭和41年鹿児島県規則第80号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「雇用対策法」を「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」に改める。

第 3 条第 1 項第 6 号中「雇用対策法施行規則（昭和41年労働省令第23号）」を「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則（昭和41年労働省令第23号。以下「施行規則」という。）」に改め、同項第 9 号及び第13号並びに同条第 2 項及び第 3 項ただし書中「雇用対策法施行規則」を「施行規則」に改める。

別記第 1 号様式中「雇用対策法施行規則」を「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則」に改める。

別記第 1 号様式の 3 中「昭・平 年 月 日」を「 年 月 日」に、「雇用対策法施行規則」を「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鹿児島県職業訓練生災害見舞金支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3 月 19 日

鹿児島県知事 三反園訓

**鹿児島県規則第 5 号**

鹿児島県職業訓練生災害見舞金支給規則の一部を改正する規則

鹿児島県職業訓練生災害見舞金支給規則（昭和42年鹿児島県規則第92号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項第 1 号中「訓練手当等」を「訓練手当」に改め、同号ア中「雇用対策法」を「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」に改め、同号イ中「雇用対策法施行規則」を「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則」に改め、同条第 2 項中「訓練手当等」を「訓練手当」に改める。

別記様式中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鹿児島障害者職業能力開発校規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3 月 19 日

鹿児島県知事 三反園訓

**鹿児島県規則第 6 号**

鹿児島障害者職業能力開発校規則の一部を改正する規則

鹿児島障害者職業能力開発校規則（昭和44年鹿児島県規則第102号）の一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 2 項を加える。

- 2 知事は、必要があると認めるときは、前項に定めるもののほか、委託訓練（他の教育訓練施設に委託して行う訓練をいう。）を行うことがある。
- 3 前項の委託訓練の訓練課程、訓練科、訓練期間及び訓練生定員は、知事が別に定める。

別表中 「

|                     |
|---------------------|
| デザイン製版科 (印刷・製本系製版科) |
| 建築設計科 (建築施工系建築設計科)  |

 を

「

|                            |
|----------------------------|
| 建築設計科 (建築施工系建築設計科)         |
| グラフィックデザイン科 (デザイン系商業デザイン科) |

 に改め、同表備考を削る。」

別記第 1 号様式中「身体障害者手帳又は療育手帳」を「身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳」に改める。

附 則

この規則は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

鹿児島県不動産特定共同事業者名簿等閲覧規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3 月 19 日

鹿児島県知事 三反園訓

### 鹿児島県規則第 7 号

鹿児島県不動産特定共同事業者名簿等閲覧規則の一部を改正する規則

鹿児島県不動産特定共同事業者名簿等閲覧規則 (平成 7 年鹿児島県規則第51号) の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 3 条第 1 項の規定により知事の許可を受けた不動産特定共同事業者に係る不動産特定共同事業者名簿その他の」を「第13条及び第49条に規定する」に、「第15条第 3 項」を「第19条第 3 項及び第69条第 4 項」に改める。

第 2 条第 1 項中「第15条第 2 項」を「第19条第 2 項及び第69条第 3 項」に改め、「鹿児島県不動産特定共同事業者名簿等閲覧所」の次に「及び鹿児島県小規模不動産特定共同事業者登録簿等閲覧所」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

### 鹿児島県告示第245号

森林法 (昭和26年法律第249号) 第25条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

平成31年 3 月 19 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 保安林の所在場所  
薩摩川内市里町里字尾橋川原883番 4 (次の図に示す部分に限る。)
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び薩摩川内市役所に備え置いて縦覧に供する。)

### 鹿児島県告示第246号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

平成31年 3 月 19 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 保安林予定森林の所在場所  
鹿児島市本名町6376番1, 6478番1
- 2 指定の目的  
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び鹿児島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

#### 鹿児島県告示第247号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、次のとおり指定医療機関として指定した。

平成31年 3 月 19 日

鹿児島県知事 三反園訓

| 名 称        | 所 在 地            | 指定年月日         |
|------------|------------------|---------------|
| イルカ調剤薬局始良店 | 始良市西餅田3554-11    | 平成31年 1 月 1 日 |
| 吹上調剤薬局     | 日置市吹上町永吉14243番地3 | 平成31年 1 月 1 日 |
| すみよし薬局     | 霧島市隼人町住吉100番地3   | 平成31年 1 月 1 日 |
| 小みかん薬局     | 垂水市南松原町10番地      | 平成31年 2 月 1 日 |
| 中郷マリンバ薬局   | 薩摩川内市中郷一丁目12番21号 | 平成31年 2 月 1 日 |
| スマイル薬局出水店  | 出水市六月田町364番地     | 平成31年 2 月 1 日 |
| 霧島整形外科病院   | 霧島市国分野口東8-31     | 平成31年 2 月 1 日 |

#### 鹿児島県告示第248号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、次のとおり指定医療機関として指定した。

平成31年 3 月 19 日

鹿児島県知事 三反園訓

| 事 業 者      |                        | 事 業 所             |                          | 指定年月日         |
|------------|------------------------|-------------------|--------------------------|---------------|
| 名 称        | 主たる事務所の所在地             | 名 称               | 所 在 地                    |               |
| 株式会社N・フィード | 大阪市北区堂島浜一丁目4番4号アクア堂島東館 | 訪問看護ステーション デューン北薩 | 薩摩川内市西向田町6番32号サンビル別館3階A室 | 平成31年 3 月 1 日 |

#### 鹿児島県告示第249号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促

進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、次のとおり指定介護機関として指定した。

平成31年3月19日

鹿児島県知事 三反園訓

| 事 業 者         |                        | 事 業 所             |                          | 指 定 年 月 日  | サ ー ビ ス の 種 類          |
|---------------|------------------------|-------------------|--------------------------|------------|------------------------|
| 名 称           | 主たる事務所の所在地             | 名 称               | 所 在 地                    |            |                        |
| 社会福祉法人松山やっちく会 | 志布志市松山町泰野字松ヶ迫1111番地    | 末吉まごころ園           | 曾於市末吉町二之方字弁才天5380-2      | 平成30年10月1日 | 短期入所生活介護, 介護予防短期入所生活介護 |
| 医療法人一桜会       | 始良市蒲生町上久徳2561番地        | 吉留クリニック           | 始良市蒲生町上久徳2561番地          | 平成30年11月1日 | 介護予防居宅療養管理指導           |
| 奄美市           | 奄美市名瀬幸町25番8号           | 奄美市住用国民健康保険診療所    | 奄美市住用町大字西仲間111番地         | 平成29年5月1日  | 居宅療養管理指導, 介護予防居宅療養管理指導 |
| 株式会社N・フィールド   | 大阪市北区堂島浜一丁目4番4号アクア堂島東館 | 訪問看護ステーション デューン北薩 | 薩摩川内市西向田町6番32号サンビル別館3階A室 | 平成31年3月1日  | 訪問看護, 介護予防訪問看護         |
| 株式会社遠友舎       | 霧島市隼人町松永3277番地13       | 訪問看護ステーション「支え」    | 霧島市隼人町松永3277番地13         | 平成31年2月1日  | 訪問看護, 介護予防訪問看護         |

#### 鹿児島県告示第250号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、次のとおり指定施術機関として指定した。

平成31年3月19日

鹿児島県知事 三反園訓

| 氏 名  | 施術所の名称及び所在地                       | 指 定 年 月 日   | 施 術 の 種 類           |
|------|-----------------------------------|-------------|---------------------|
| 望月末男 | 望月接骨院<br>奄美市住用町見里12-1             | 平成30年12月17日 | 柔道整復                |
| 松尾明彦 | KE i ROW霧島ステーション<br>霧島市隼人町真孝177-7 | 平成31年1月1日   | あん摩マッサージ指圧, はり, きゅう |

#### 鹿児島県告示第251号

土地改良事業県営農地保全整備（農地侵食防止）（旧：シラス対策）（農業用排水施設整

備) 南中沖地区の工事は、平成30年 2 月 21 日に完了した。

平成31年 3 月 19 日

鹿児島県知事 三反園訓

**鹿児島県告示第252号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第 2 項の規定により、大隅地域振興局長から平成30年10月 9 日鹿児島県告示第932号で告示した公共測量の実施は、平成31年 3 月 1 日終了した旨の通知があった。

平成31年 3 月 19 日

鹿児島県知事 三反園訓

**鹿児島県告示第253号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成31年 3 月 19 日から 2 週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成31年 3 月 19 日

鹿児島県知事 三反園訓

| 道路の種類 | 路線名  | 変更の区間   | 変更前後の別 | 敷地の幅員<br>(メートル) | 敷地の延長<br>(メートル) |
|-------|------|---|--------|-----------------|-----------------|
| 国道    | 226号 | 南さつま市加世田唐仁原字本寺609番 1 地先から同市加世田唐仁原字井樋屋敷445番 1 地先まで | 前      | 7.4~18.6        | 407.4           |
|       |      |   | 後      | 8.2~34.8        | 407.4           |

**鹿児島地域振興局告示第12号**

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の 5 の20第 4 項の規定により、指定障害児通所支援事業者から次のとおり指定通所支援の事業の廃止の届出があった。

平成31年 3 月 19 日

鹿児島地域振興局長 井多原章一

| 事業所               |                           | 指定障害児通所支援事業者   |                         |        | 廃止年月日      | 障害児通所支援の種類        |
|-------------------|---------------------------|----------------|-------------------------|--------|------------|-------------------|
| 名称                | 所在地                       | 名称             | 主たる事務所の所在地              | 代表者の氏名 |            |                   |
| どんぐりクラブ           | 鹿児島市西陵三丁目23番7号            | 特定非営利活動法人ハッピー  | 鹿児島市西陵一丁目8番7号           | 山崎 祐伸  | 平成31年3月4日  | 放課後等デイサービス        |
| サポートステーションみつばちパーク | 鹿児島市吉野町8440番地43           | 一般社団法人みつばちビレッジ | 鹿児島市紫原二丁目23番8号みつばちハウス2階 | 原田 真琴  | 平成31年3月31日 | 児童発達支援・放課後等デイサービス |
| 児童発達支援事業所みつばちキッズ  | 鹿児島市紫原二丁目23番8号みつばちハウス2階   | 一般社団法人みつばちビレッジ | 鹿児島市紫原二丁目23番8号みつばちハウス2階 | 原田 真琴  | 平成31年3月31日 | 児童発達支援・放課後等デイサービス |
| おんぷ               | 鹿児島市紫原三丁目21番15号パルティールII 1 | 株式会社シーはびねす     | 鹿児島市皇徳寺台三丁目70番20号       | 細樫 和誠  | 平成31年3月31日 | 児童発達支援・放課後等デ      |



|  |   |  |  |  |  |           |
|--|---|--|--|--|--|-----------|
|  | 階 |  |  |  |  | イサービ<br>ス |
|--|---|--|--|--|--|-----------|

**大隅地域振興局告示第7号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があった。

平成31年 3 月 19 日

大隅地域振興局長 堀之内健郎

| 事業所               |             | 指定障害福祉サービス事業者 |                   |        | 廃止年月日      | 障害福祉サービスの種類 |
|-------------------|-------------|---------------|-------------------|--------|------------|-------------|
| 名称                | 所在地         | 名称            | 主たる事務所の所在地        | 代表者の氏名 |            |             |
| ふくしサービスセンターすまいるママ | 鹿屋市新川町869番地 | 社会福祉法人グリーンコープ | 福岡市博多区博多駅前一丁目5番1号 | 片岡 宏明  | 平成31年3月13日 | 居宅介護        |

**大隅地域振興局告示第8号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の25第2項の規定により、指定一般相談支援事業者から次のとおり事業の廃止の届出があった。

平成31年 3 月 19 日

大隅地域振興局長 堀之内健郎

| 事業所             |                       | 指定一般相談支援事業者 |                      |        | 廃止年月日      | 地域相談支援の種類     |
|-----------------|-----------------------|-------------|----------------------|--------|------------|---------------|
| 名称              | 所在地                   | 名称          | 主たる事務所の所在地           | 代表者の氏名 |            |               |
| みささぎ            | 鹿屋市向江町29番地2鹿屋市社会福祉会館内 | 社会福祉法人岳風会   | 鹿屋市吾平町上名字笹ヶ尾原6162番地2 | 松下 隆治  | 平成31年3月31日 | 地域移行支援・地域定着支援 |
| 白鳩会障がい者相談支援センター | 鹿屋市向江町20番地18          | 社会福祉法人白鳩会   | 肝属郡南大隅町根占川北2105番地    | 中村 隆重  | 平成31年3月31日 | 地域移行支援・地域定着支援 |

## 教育委員会規則

鹿児島県立特別支援学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3 月 19 日

鹿児島県教育委員会教育長 東條広光

**鹿児島県教育委員会規則第3号**

鹿児島県立特別支援学校学則の一部を改正する規則

鹿児島県立特別支援学校学則（昭和31年鹿児島県教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第8条中「総合的な学習の時間」の次に「（高等部にあつては総合的な探究の時間）」を加える。

附 則

- この規則は、平成31年4月1日から施行する。
- 改正後の鹿児島県立特別支援学校学則第8条の規定は、この規則の施行の日以後に特別支援学校の高等部に入学した生徒（第22条において準用する鹿児島県立高等学校学則（昭和27年鹿児島県教育委員会規則第8号。以下「高等学校学則」という。）第17条の規定により入

学した生徒で同日前に入学した生徒に係る教育課程により履修する者を除く。)に係る学習の評価について適用し、同日前に入学した生徒（第22条において準用する高等学校学則第17条の規定により入学した生徒で同日前に入学した生徒に係る教育課程により履修する者を含む。）に係る学習の評価については、なお従前の例による。

鹿児島県立高等学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月19日

鹿児島県教育委員会教育長 東條広光

#### 鹿児島県教育委員会規則第4号

鹿児島県立高等学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則

鹿児島県立高等学校通学区域に関する規則（昭和39年鹿児島県教育委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

別表始良・伊佐学区の項中「，さつま町（薩摩中）」を削る。

附 則

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 改正後の鹿児島県立高等学校通学区域に関する規則別表の規定にかかわらず、平成31年3月31日現在さつま町立薩摩中学校区であった区域に係る学区については、なお従前の例による。

### 公安委員会告示

#### 鹿児島県公安委員会告示第31号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

平成31年3月19日

鹿児島県公安委員会委員長 石窪奈穂美

| 遊技機の種類  | 型式名             | 製造者の氏名又は名称 | 検定番号   |
|---------|-----------------|------------|--------|
| ぱちんこ遊技機 | PぱちんこGANTZ 2RM6 | 株式会社オッケー.  | 8P1399 |
| ぱちんこ遊技機 | PショウバイロックEJC    | 株式会社銀座     | 8P1326 |